

## 津波災害警戒区域の指定に関する神奈川県への動向

## 1 概要

平成30年1月22日、神奈川県開催「平成29年度沿岸市町津波対策意見交換会」にて神奈川県から標記について報告があった。概要は以下のとおり。

- ・津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の指定に向けて手続きを進めることになった。
- ・県としては、静岡県等の例の様に、調整の取れた沿岸市町から指定を進めていくこととしたい。区域指定の方針（案）と今後のスケジュール（案）は添付のとおり。
- ・今年度中（30年3月まで）に区域指定の方針を決定し、新年度（30年4月）の市町意向調査を経て、6月から基準水位メッシュの公表図面の作成を開始し、10月に完成を見込んでいる。

## 2 各市町の反応

- ・昨年までこの意見交換会において、同法に基づく警戒区域指定の動きは報告されていなかった。唐突過ぎる。
- ・県30年度予算に委託業務として要求をしており、なぜ早い段階で市町に情報提供がなかったのか。
- ・警戒区域（イエロー）では開発規制はないが、イエローの指定後はオレンジ、レッドと指定していくことが想定され、市町との十分な調整なしに進められていると感じる。
- ・30年6月から公表図面の作成を開始し、10月には完成の予定とあるが、そのスケジュールで実施できるのか。
- ・市町ではハザードマップを作成するなど、津波防災施策を啓発しており、基準水位メッシュが公表されることになれば、施策の見直しをすることも予想されるほか、住民への周知説明が重要となってくる。県も対策を講じられたい。
- ・区域指定する市町としない市町があるのは望ましくない。
- ・担当で調整するレベルの話ではないと思う。首長会議等で調整する内容ではないか。
- ・現段階で区域指定に協力するつもりはない。また今回のこともあり、市町への情報提供はもっと密にしていきたい。

## 3 今後の市の対応

県としては、一部市町でも区域の指定に向けて動けるところから進めて行

きたい考えであるが、会議でも各市町から調整不足が指摘されており、示された案でのスケジュールどおり進むかどうかは不透明である。

市としては、引き続き近隣市町との情報共有を図りつつ他県の事例等も収集し、県の動向を注視していくこととし、今後も動きがあれば、迅速に情報提供していく。